

出産を希望する方を支援します。

【概要】

- 晩婚化を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加
- 不妊治療経験者の16%(女性は23%)が、不妊治療と仕事の両立ができずに離職(平成29年度厚生労働省調査)
- 不妊治療を受けていることを職場に知られたくないという方もおられ、配慮が必要

1. 従業員の方々への周知

- ①妊娠・出産・不妊に関する正しい知識
(妊娠、出産に適した年齢があることや不妊の定義など)
- ②特定不妊治療費助成事業 (令和3年1月から大幅拡充)

【助成内容】

- ・助成額:1回の治療につき 30万円
男性不妊治療 30万円
- ・助成回数:子ども1人あたり6回まで
(妻の年齢40歳以上43歳未満は3回)
- ・対象:配偶者間の体外受精、顕微授精

【相談窓口】

- ・不妊専門相談センター(県内8保健所)
 - ・長崎市こども健康課、佐世保市子ども保健課
 - ・(新規)LINE相談(5月～〔予定〕)
- ※詳しくは、県ホームページ(「妊娠・出産」)を参照

2. 仕事と不妊治療の両立を支援する職場環境の整備

- ①不妊治療両立支援コース助成金(中小企業対象)
 - ・環境整備・休暇の取得等:28.5万円
 - ・長期休暇の加算:1人あたり28.5万円
- ②一般事業主行動計画への追加
(盛り込むことが望ましい項目)
 - ・不妊治療を受ける労働者に配慮した措置を追加
(例)不妊治療に利用できる休暇制度
半日単位の年次有給休暇制度

【問い合わせ先】

こども政策局 こども家庭課 母子保健班
 電話:095-895-2445
 FAX:095-825-6470
 E-mail:s04820@pref.nagasaki.lg.jp